

○鳥取県農業近代化資金利子補給規則

昭和37年2月9日

鳥取県規則第2号

改正 昭和37年5月1日規則第22号
昭和38年10月4日規則第47号
昭和40年4月13日規則第22号
昭和40年6月4日規則第30号
昭和41年6月17日規則第24号
昭和41年7月12日規則第28号
昭和42年4月1日規則第20号
昭和44年6月6日規則第31号
昭和44年7月22日規則第42号
昭和45年7月7日規則第64号
昭和46年8月27日規則第68号
昭和47年6月16日規則第43号
昭和47年8月4日規則第53号
昭和47年10月28日規則第72号
昭和48年5月4日規則第35号
昭和49年2月19日規則第7号
昭和49年8月16日規則第64号
昭和49年12月27日規則第83号
昭和51年5月14日規則第39号
昭和52年4月19日規則第26号
昭和52年6月28日規則第46号
昭和52年11月4日規則第70号
昭和53年5月23日規則第30号
昭和53年7月4日規則第40号
昭和54年7月13日規則第41号
昭和54年10月12日規則第56号
昭和55年5月20日規則第21号
昭和56年5月29日規則第41号

昭和56年9月11日規則第66号
昭和59年3月6日規則第5号
昭和60年8月23日規則第41号
昭和61年4月25日規則第31号
昭和61年6月6日規則第39号
昭和62年3月13日規則第5号
昭和62年5月1日規則第32号
昭和62年7月31日規則第45号
昭和63年11月25日規則第65号
平成元年1月31日規則第1号
平成元年3月17日規則第7号
平成元年10月13日規則第64号
平成2年5月25日規則第25号
平成2年9月28日規則第51号
平成2年12月20日規則第60号
平成3年11月29日規則第60号
平成3年12月27日規則第69号
平成4年3月30日規則第11号
平成4年6月12日規則第38号
平成4年12月15日規則第72号
平成5年6月14日規則第39号
平成6年1月21日規則第2号
平成6年5月17日規則第42号
平成7年5月12日規則第43号
平成7年8月15日規則第63号
平成7年11月14日規則第85号
平成7年12月15日規則第94号
平成8年4月1日規則第34号
平成8年4月19日規則第38号
平成10年3月31日規則第21号
平成12年3月31日規則第42号

平成12年 9月22日規則第90号
平成14年 3月29日規則第46号
平成14年 8月 1日規則第83号
平成17年 3月31日規則第49号
平成18年 3月31日規則第46号
平成19年 3月27日規則第24号
平成22年 3月31日規則第21号
平成23年 9月 1日規則第55号
平成24年 3月30日規則第42号
平成25年 3月29日規則第39号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）

第2条第3項に規定する農業近代化資金及び同条第1項第1号に規定する者が農業経営の改善のために行う農地の取得に必要な資金で鳥取県農業近代化資金事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるものに係る利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則24・追加)

(利子補給)

第2条 県は、農業近代化資金を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(昭41規則24・平17規則49・一部改正、平19規則24・旧第1条線下・一部改正)

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第3条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち法第2条第1項第1号又は第4号に掲げる者が農産物の加工、販売等に取り組むために必要な施設の整備に要する資金であって要領で定めるものに係る利子補給率は、前項に規定する利子補給率に知事が別に定める率を加えた率とする。

(昭42規則20・昭44規則31・昭45規則64・昭47規則43・昭48規則35・昭49規則7・昭49規則64・昭51規則39・昭52規則26・昭53規則30・昭53規則40・昭54規則41・昭54規則56・昭55規則21・昭56規則41・昭59規則5・昭61規則31・昭61規則39・昭62規則5・昭62規則32・昭62規則45・昭63規則65・平元規則1・平元規則7・平元規則64・平2規則25・平2規則51・平2規則60・平3規則60・平3規則69・平4規則11・平4規則38・平4規則72・平5規則39・平6規則2・平6規則42・平7規則43・平7規則63・平7規則85・平7規則94・平8規則34・平8規則38・平10規則21・平12規則42・平12規則90・平14規則46・平14規則83・平17規則49・平18規則46・一部改正、平19規則24・旧第2条繰下・一部改正、平22規則21・平23規則55・平24規則42・平25規則39・一部改正)

(利子補給契約書)

第4条 第2条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(平19規則24・旧第3条繰下・一部改正)

(利子補給金の額)

第5条 第2条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、融資機関が行った貸付けの貸付対象ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、第3条に規定する利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(平19規則24・旧第4条繰下・一部改正)

(利子補給金の支払)

第6条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(平19規則24・旧第5条繰下)

(利子補給金の打ち切り等)

第7条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切るものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則の規定に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(平19規則24・旧第6条繰下・一部改正)

(報告の徴収等)

第8条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第2条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(平19規則24・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。
- 2 昭和36年においては、第4条中「毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間」とあるのは「昭和36年4月1日から同年12月31日までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の利用の集積と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で平成12年3月31日までに知事の承認を受けたもの又は農業の担い手育成、担い手への農用地の利用の集積その他新しく農業に従事しようとする者の確保等を一体として推進するため作成された目標、計画等を実現するための計画で平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって、別表の各号に掲げる資金のうち知事が定めるものについての利子補給率は、知事が別に定める率とする。

(平7規則94・追加、平8規則34・平8規則38・平12規則90・一部改正)

附 則 (昭和37年規則第22号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による契約書に基づき、利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和38年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年度分の利子補給金から適用する。

附 則 (昭和40年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
（鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 昭和41年4月1日前において、前項の規定による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定による利子補給契約に基づき、知事の貸付けの承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和41年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき、利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年規則第7号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。

（経過措置）

2 昭和49年2月1日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第83号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。

2 昭和49年12月1日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第26号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化

資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年規則第46号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和52年6月1日から適用する。
- 3 昭和52年6月1日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和52年10月3日から適用する。
- 3 昭和52年10月3日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和53年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第2条第6項の規定は、昭和52年6月1日から適用する。
- 3 昭和52年6月1日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている改正前の規則第2条第6項の規定に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項、第5項及び第6項、附則第3項並びに別表の5の項の規定は昭和53年5月8日から、改正後の規則第2条第7項から第9項までの規定は同月23日から適用する。
- 3 昭和53年5月8日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年規則第41号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第2条第2項及び第5項から第9項まで、附則第3項並びに別表の第5号の規定は、昭和54年6月12日から適用する。

3 昭和54年6月12日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年規則第56号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和54年9月11日から適用する。

3 昭和54年9月11日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年規則第21号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和55年4月14日から適用する。

3 昭和55年4月14日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年規則第41号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和56年5月7日から適用する。

3 昭和56年5月7日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第2条第8項、附則第3項及び第5項並びに別表の第5号の規定は、昭和59年2月3日から適用する。

3 昭和59年2月3日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金

については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年規則第41号）

改正 昭和61年4月25日規則第31号
昭和61年6月6日規則第39号
昭和62年3月13日規則第5号
昭和62年5月1日規則第32号
昭和62年7月31日規則第45号
昭和63年11月25日規則第65号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

（昭63規則65・一部改正）

附 則（昭和61年規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和60年8月鳥取県規則第41号）の規定は、昭和61年3月14日から適用する。
- 3 昭和61年3月14日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。
- 4 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和60年8月鳥取県規則第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和61年規則第39号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和60年8月鳥取県規則第41号）の規定は、昭和61年5月1日から適用する。
- 3 昭和61年5月1日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第2条の規定によ

る改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和60年8月鳥取県規則第41号）の規定は、昭和62年2月20日から適用する。

3 昭和62年2月20日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年規則第32号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和60年8月鳥取県規則第41号）の規定は、昭和62年4月15日から適用する。

3 昭和62年4月15日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年規則第45号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和60年8月鳥取県規則第41号）の規定は、昭和62年7月1日から適用する。

3 昭和62年7月1日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年規則第65号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第7号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年規則第60号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年規則第60号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年規則第69号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成4年3月13日から適用する。

3 平成4年3月13日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。
附 則（平成4年規則第38号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年規則第72号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年規則第39号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成5年12月27日から適用する。

3 平成5年12月27日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。
附 則（平成6年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第43号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第63号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第85号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第94号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第21号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第42号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則は、平成12年6月19日から適用する。

附 則（平成14年規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第83号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給金について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成17年4月1日）

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により利子補給について知事の承認が行われたものとみなして新規則の規定を適用する。

附 則（平成18年規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第5条の規定は、平成19年1月1日から同年6月30日までの期間における利子補給金の額の計算から適用する。

附 則 (平成22年規則第21号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第55号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条の規定による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規則第42号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第39号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平8規則34・全改、平14規則83・平19規則24・一部改正)

(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、

造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- (4) 要領で定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で要領で定めるもの
- (6) 農業経営の改善のために行う農地の取得（要領で定める規模を超えない規模の農地の取得に限る。）に要する資金で要領で定めるもの
- (7) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって要領で定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金